

高山市建設工事における重点監督について

本市が発注する建設工事における重点監督について次のとおり取り扱う。

1 対象工事

- (1) 岐阜県建設工事共通仕様書に示す重点監督対象工事のうち、次に掲げる工事
 - ア 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - イ 施工状況が厳しい工事
 - ウ 第三者に対する影響があり、又は影響を及ぼす可能性のある工事
 - エ 低入札価格調査制度対象工事
- (2) 本市の発注工事で、入札公告日（当該工事が指名競争入札によるものである場合は指名通知日）から過去1年間に65点未満の工事成績評定を通知又は、高山市建設工事検査要領第6条第5項に規定する修補改造通知書を受けた業者が行うもの（工事成績評定の実績がない場合は、65点未満とみなす。）

2 重点監督の実施

- (1) 発注者の監督体制
 - ア 一般監督員（工事担当者）に加え、主任監督員を配置し監督体制を強化する。主任監督員は、所管のリーダー以上の職にある者とし、一般監督員の指導監督を行うとともに、定期的に施工体制の確認等を行う。
 - イ 段階確認及び施工状況立会いの頻度は、原則として一般工事の2倍とし、主要部分が不可視とならぬよう着手前に請負業者と出来形・品質管理計画について協議し、あらかじめ監督計画を立てるものとする。
 - ウ 工程の各段階において、適正な施工がなされているか「施工プロセスチェックシート」により確認を行う。
- (2) 請負業者の管理体制
 - ア 土木工事施工管理基準等における品質管理基準の試験頻度を2倍とする。ただし、監督員との品質管理計画の協議により認められた場合は、試験頻度を減じることができる。
 - (ア) 「施工」に関する試験で頻度が示されているもののみを対象とする。
 - (イ) 全数検査が指定されているものは、対象外とする。
 - (ウ) JIS等々に示される1回当たりの試験回数などは、対象外とする。
 - イ 履行報告の頻度を2倍とする。
 - ウ 配置技術者の増員
 - 工事成績評定不良業者が行う工事については、監理（主任）技術者に加え同等の資格を有

した技術者（以下「補助技術者」という。）を選任（建設業法上、主任技術者が専任を要する場合は、同様に専任とする。）し、追加配置する。補助技術者は、施工中において、監理（主任）技術者を補助し、同技術者と同様の職務を行う。ただし、現場代理人と兼任できないものとする。

3 下請発注の制限等

- (1) 請負金額に対する下請発注金額の割合は、土木工事にあつては4割まで、建築工事にあつては7割までとする。ただし、合理的な理由があるものについては、この限りでない。
- (2) 低入札に起因する下請業者への不当なしわ寄せが生じないよう監督を行うものとする。

＝重点監督対象工事＝

「岐阜県建設工事共通仕様書」より抜粋（下線_____は高山市独自に追加した部分）

1 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

- (1) 標準歩掛のない新工法を用いた場合
- (2) その他これに類する工事

2 施工状況が厳しい工事

- (1) 鉄道又は現道上での橋梁工事
- (2) 掘削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事
- (3) 鉄道、道路等の重要構造物の近接工事
- (4) 砂防ダム・治山ダム（堤体高30m以上）
- (5) 軟弱地盤上での構造物
- (6) 場所打PC橋
- (7) 共同溝工事
- (8) ハイピア（躯体高30m以上）
- (9) 圧気潜函工事
- (10) 高圧充電部に近接して行なう工事
- (11) その他これらに類する工事

3 第三者に対する影響があり、又は影響を及ぼす可能性のある工事

- (1) 周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
- (2) 一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
- (3) 河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事
- (4) 供用中の道路、鉄道等の上空において作業する工事
- (5) その他これらに類する工事

4 その他

- (1) 低入札価格調査制度調査対象工事。ただし、次の工事のうち、作業が容易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易にその品質が確認できるものを除く。

- ア 植栽工事
- イ 除草工事
- ウ 区画線設置工事

- エ 伐採工事
- オ 堤防天端補修
- カ コンクリート目地補修
- キ 照明工事
- ク 遮音壁工事
- ケ 防護壁工事
- コ 標識工事
- サ その他これらに類する工事